

平成26年 第5回

教育委員会定例会会議録

平成26年5月14日

中央区教育委員会

平成26年第5回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成26年5月14日(水) 午後2時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義
委 員 鈴木ゆか
委 員 窪木登志子
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭
庶務課長 林 秀哉
副 参 事 斎藤公一
学務課長 伊藤孝志
指導室長 佐藤 太
副 参 事 吉野達雄
統括指導主事 宮崎宏明
図書文化財課長 俣野修一

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 吉原利明

書 記 中央区教育委員会事務局

庶務係長 藤掛和幸
庶務係員 原田千恵

開 議 午後2時00分松川委員長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

委員長 松川昭義
委 員 窪木登志子

日程第1 議案第18号
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について

日程第2 議案第19号
中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の制定依頼について

日程第3 議案第20号
中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務

- 災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について
- 日程第4 議案第21号
中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第5 報告事項
各課事業報告について

委員長 開会に先立ち、私から皆さまにご報告いたします。中央区では今年も省エネルギーの普及啓発のため、すでに5月1日から10月の31日までの間、ノーネクタイ、ノー上着等の軽装で業務を行うクールビズに取り組んでおります。教育委員会といたしましても、この取り組みに協力することといたします。会議等ではクールビズに努めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから平成26年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日は窪木委員をお願いいたします。

なお、案件の関係で、区民部文化・生涯学習課長に出席をお願いしております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第18号を議題といたします。議案第18号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第18号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

窪木委員 ただ今の説明によると、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針に基づくとありますが、点検・評価については、この後、教育長に報告されるということになるのでしょうか。

庶務課長 点検・評価の答申でございますが、教育委員会に答申をいただくというものでございます。

委員長 ほかにございませんか。ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第19号を議題といたします。議案第19号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第19号「中央区立学校設備使用料条例の一部を改正する条例の制定依頼」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

窪木委員 説明によりますと、使用料の限度額を定めるということなので、上限という意味でしょうか。具体的には、委員会の規則で定めるのですか、あるいは、各学校長がそれぞれ決めることができるようになるのですか。

庶務課長 この条例につきましては、金額について上限額を定めさせていただくというご理解をいただければと思います。詳細については教育委員会規則で定めさせていただきたいと思っています。

窪木委員 ありがとうございます。

委員長 明正小学校の屋内体育館の使用料は3時間以内2,000円と聞いたように思ったのですが、私の聞き違いですか。

次長 資料の新旧対照表の上段、別表第二の備考欄の第一号に中央区立明正小学校屋内体育館という文言を入れさせていただきまして、1回の使用時間は一応3時間以内というように決めさせていただいております。

委員長 使用料は3時間以内で2,000円なのか、2,400円なのか、どちらになるのですか。

次長 失礼いたしました。学校ごとに使用料の限度額を条例で決めておりまして、この金額の1回当たりの利用区分が3時間以内ということになっております。

庶務課長 補足をさせていただきます。条例で上限額を定めさせていただいております。3時間以内2,400円としております。また、その条例に基づきまして、その範囲内で教育委員会規則で実際に徴収すべき金額を定めさせていただいております。その金額が2,000円ということでございます。2,400円が条例での上限額に対して、実際徴収させていただく金額は規則で2,000円に定めさせていただく予定です。使用料が2段構えになっているということでご理解いただければと思います。

委員長 確認しますが実際の使用料は2,000円ということですか。

教育長 地方自治法におきまして、使用料につきましては条例で定めるということになっております。これは各自治体の裁量の中で、条例上の金額と実額がそのままという自治体もございます。

中央区は従来からある程度現場の裁量に任せるという意味で、実額は規則に委ねるという形をとっております。おおむね実額の2割増しぐらいの条例額を限度額として設定しております。もし値上げ、あるいは金額を改定する必要があれば、その範囲であれば規則で動けるということで、実施機関に裁量を持たせるという形で取り扱っておりますので、今ご説明させていただいたように、上限では2,400円、実額は2,000円ということを決めさせていただいているということです。

委員長 わかりました。ほかに質問はありませんか。ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第20号を議題といたします。議案第20号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第20号「中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼」について、提案説明。

委員長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第21号を議題といたします。議案第21号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委員長 それでは、次長から提案説明願います。

次長 議案第21号「中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

委員長 ただいまご説明をいただきましたとおり、議案第21号は3月31日の第3回定例会において議決されたものでありますが、その後の審議経過等について、教育長説明がありましたらお願いいたします。

教育長 議案第21号「中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、補足説明。

委員長 ただいまのそれぞれの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、報告事項に入ります。報告事項のうち、(1)及び(2)について報告を願います。

庶務課長 「平成26年予算特別委員会における教育関連の主な質疑」について、口頭により報告。

「明正小学校改築に伴うプレディ明正及びプレディ中央の開設」について、資料1により報告。

委員長 ただいまのそれぞれの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

それでは私から1点伺います。プレディの開設に関して、地域運営協議会という組織はそれぞれのプレディにあるのですか。

庶務課長 はい。現在11プレディがございますけれども、それぞれのところで地域運営協議会を設けさせていただいています。ただ、今、11と申しました中には「放課後子ども広場中央」が入っておりまして、そちらについてはまだ地域運営協議会がございませんので、9月以降、設ける予定です。9月に明正がプレディ化されますと、全部で12のプレディということになりますので、それぞれのプレディで地域運営協議会を立ち上げてまいります。地域の方々の協力を得てプレディを進めていきたいと思っておりますので、円滑な運営に向けて立ち上げていきたいと思っております。

委員長 ほかに質問はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、引き続き、(3)について報告願います。

学務課長 「区立学校における事故発生状況の推移(平成23年～25年度)」について、資料2により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

窪木委員 資料に示されている事故というのはどのようなものを指しているのですか。

学務課長 始業前の登校から下校までの学校内の授業中、放課後を含めた子供たちに関するけが、自身のけがや第三者行為によるけが、交通事故等も含めた件数を示しています。

委員長 体育の授業中の状況を見ると、指などの骨折やねんざなどが多いということですが、それらに対する対策は具体的に考えているのですか。

指導室長 今回の結果を踏まえ、もう一度、原因をよく分析をしてみたいと思っております。一般的に考えられるのは、体育の授業中でのことが中心でございますので、骨折、突き指、ねんざなどの防止として十分な指導が大切であります。授業に入る前、注意喚起も含め、ウォーミングアップや準備運動を丁寧にする、また、体育の授業としてボールを使ったり、教具を使ったりしますので、そのような用具・教具の使い方をしっかりと学校に指導していきたいと思っております。

委員長 体育の授業中の事故と言うよりも、最近、新聞などで生活習慣というもの

が原因で事故が発生している場合もあるというようなことが言われているようです。その辺を考えると全体としての食育や生活習慣などからもう一度見直していくという考え方もあるのかと思います。大きな話になってしまいますが、そのような取り組みや父兄に対するお願いなども必要だろうという気がするのですが、どうですか。

指導室長 今、委員長おっしゃったように、まさしく健康教育とか体力向上のための学校の教育活動を推進していくということが重要だと思います。学校ではそれらについての取組として、健康教育推進委員会という協議会を立ち上げておりまして、学校での対策を模索しているところでございます。また、保護者や地域とも連携して、子供の健康教育、体力向上を一緒になって育んでいく、そういう取組を行っていきたいと思っております。

委員長 事故が発生した場合の父兄への連絡など、対応はどのように行っているのですか。

指導室長 学校内で発生した場合は管理下といいますが、管理下で起こった事故については、必ず保護者に連絡をいたします。特に首から上のけがや骨折、突き指など非常に痛がっている場合には、すぐに保護者に連絡し、必ず病院に駆けつけて、保護者としてしっかり連携をとりながら対応にあたっております。

委員長 事故に対して、保護者と何かトラブルになっている事例がありますか。

指導室長 実際には、しっかりと保護者と連絡を取って対応していますので、トラブルになることはほとんどありません。ただし、けがの状態が悪化した場合などには、何度か学校にどういうことなのかというような問い合わせがあることはございますが、その場合でも学校と区教委でしっかり対応しながら、理解をいただいたり、子どもさんのけがが早く回復するように学校も協力しております。

鈴木委員 私の子どもの例ですが、ドッジボールでお友達の顔面にボールが当たってしまい、鼻が折れたのではないかとというようなことがありました。そのとき、私はけがをさせたほうの親の立場だったのですが、けがをしたお子さんのお母さんと学校は早くから連絡を取り合っていたのですが、私にはその報告が遅かったです。けがをさせた子どもの親にも早く連絡いただければ、話がこじれる前にお母さん同士で話しもできますし、それで済むところが、知らなかったために関係が悪くなってしまうこともあるのではないかと、けがをさせた子どもの親への対処も必要ではないかと思いました。

指導室長 事故の中には加害者と被害者がいる場合もございます。まずは事実確認をしっかりとし、関係者には学校に来ていただく、または家庭訪問をさせていただき、きちっと話し合いをする場を学校で設け、十分に双方に説明をして、

解決できるように対応しております。

教育長 指導室長から説明させていただきましたが、基本的には、多少時間がかかっても、解決する例がほとんどでございます。ただ、現状で1件、学校の体育の授業における事故について、損害賠償請求を求められている案件がございます。過去にも残念ながら校庭で遊んでいて、子ども同士がぶつかった事例で、学校側の責任として損害賠償請求を求められていることもありますので、全てが全部解決するというわけではございません。保護者対応あるいは保護者の意識、子どものけがの様子、置かれた状況等によっては、どうしても保護者が納得できないとして、訴訟に発展する場合がございます。

その際は、学校内での事故であっても、全て学校側に責任があるとは限りませんので、教育委員会としてきちとこちら側の責任について、主張することは主張しながら、裁判の判決によって適切な損害賠償額を払うということも当然出てまいります。できるだけそういうことがないようにという思いではありますけれど、どうしてもご理解をいただけない場合については、訴訟ということで最終的な決着を図っているというところがございます。

窪木委員 子どもたちの元気はつらつさは抑制しないでご指導いただきたいと思えます。その中で、けがをすることも当然あると思えます。平成25年度の事故の総数は415件になりますが、子供たちは事故が発生したときの先生方の対応を見ていると思えますので、堂々と対処していただきたいと思えます。

健康教育も大切だとは思いますが、小学校の授業中の事故で23、24、25年度を比較してみると、年度によって件数が下がったり、大きく上がったりしています。これは多分運動前のウォーミングアップなどを先生がちょっと注意されると、件数が動くと思えますので、元気はつらつさを抑制しないで、でも、ウォーミングアップに注意して事故の防止に努めていただきたいと思えます。

また、教育委員会ではたくさんの学校を管理していますが、他自治体では勝手に子どもが屋根に上り、そこから落下して大けがをした事案がありました。まさか、そんなところまで子どもが行くとは思わなかったと思うのですが、定期点検などのときにはそのようなことも考えていただければと思えます。

委員長 子どもは本当に、まさかが多いですね。その点も十分注意していただきたいと思えます。

ほかに質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは引き続き、(4)から(9)について、それぞれ報告願います。

指導室長 「平成26年度メンタティーチャー」について、資料3により報告。

「平成25年度区立小中学校における不登校・いじめの状況」について、資料4により報告。

「25年度区立中学校卒業生の進路状況」について、資料5により報告。

副参事(教育政策・特命担当) 「平成26年度中学生海外体験学習」について、資料6により報告。

第一回国際教育推進検討委員会及び理数教育推進検討委員会の実施報告」について、口頭により報告。

指導室長 「体罰防止DVDの視聴」について、口頭により報告。

委員長 ただいまのそれぞれの報告について、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

窪木委員 資料4のいじめに関してですが、対応策としては、先ほど平成26年予算特別委員会における教育関連の主な質疑でいじめについてご説明いただいた対応が回答ということでしょうか。

資料5の中学校の卒業生の進路に関連して、小学校の卒業生の進路状況や、幼稚園から小学校に上がるときに、私学にどのくらい進学しているのか資料があれば教えていただきたいと思います。

資料6の中学生海外体験学習について、参加生徒の選抜方法はどのようなものか、以上3点よろしくお答えください。

指導室長 まず、いじめへの対応策についてですが、昨年度からいじめの総合対策ということで、学校には指導・指示をしております。その中で、相談体制の充実、それから未然防止のための道徳教育や心の教育の充実として対応しております。この6月には、東京都がいじめ防止条例を制定する予定でございます。それを受け、本区といたしましても、中央区のいじめ防止基本方針を作成する予定でございます。その中で既に学校には昨年末に指示、指導をしておりますが、学校いじめ対策委員会を設置いたします。そこでいじめの未然防止、あるいはいじめが起きてからの解決策、対応策などを検討してまいります。また、いじめはどの学年でもどの学校でも起こり得るのですが、いじめが起こりやすい学年と言われている、小学校では5年生、中学校では1年生全員を対象に都や区のスクールカウンセラーが面談を行います。今年は7月までに具体的に取り組んでまいります。

委員長 いじめへの対応として、スクールカウンセラーが関わる場合、児童・生徒自身でカウンセラーのところに行くのですか。先生が生徒に指示して行かせるのですか。

また、いじめの件数に関する調査が行われていますが、この件数はアンケートによるものですか。

指導室長 まず、いじめへの対応に関してですが、子どもたちをよく観察している担任や周りの先生が発見する場合、保護者から担任に相談されているケースも

あります。いじめを受けている本人から、あるいは友人からということもございまして、さまざまな形で数値的に上がってきます。

件数につきましては、本区の場合、毎月不登校やいじめの調査を行っており、その中で月ごとにきめ細かく実態を把握させていただき、解決の方向を探らせていただいております。最終的には、1年間積み上げたものを東京都、国への問題行動調査の中で報告するということとなります。件数につきましては、その中で最終的に上がった件数を示させていただいております。

鈴木委員

このような資料を提供していただくのは結構ですが、少々手間はかかるかもしれませんが、養護教諭やスクールカウンセラーの先生に対して、アンケート調査をしていただけると、先生方が感じているものや事例が出されるのではないかと考えています。一度、そのような立場の方々からの声を聞きたいと思っていたのですが、いかがですか。

いじめの態様を見ると、冷やかしや仲間外れ、金品をたかられるなどの区分で示されていますが、この区分は実際に発生している事案として挙げているのですか、それともあくまでもアットランダムに例として挙げているのですか。

また、今、マスコミが取り上げている性的マイノリティーのお子さんやトランスジェンダーなど、本人の中で情緒的な混乱を招いている例も増えているようです。このようなことがいじめにつながるようなことも増えているようなので、専門的なことになってしまいますが、その点についても何かわかるようなことがあればお教え願いたいと思います。

指導室長

養護教諭やスクールカウンセラーへのアンケート調査については、確かにそのとおりだと思います。実態をよく知っている現場の先生や養護の先生、スクールカウンセラーなどからいろいろな状況を聞き、発生の原因、解決の方法などについて、今後検討させていただき、前向きに取り組みさせていただきたいと思います。

2点目のいじめの区分にある冷やかし、からかい等については、いじめの定義としては、人間関係の中で派生しているものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるもの、肉体的に苦痛だと感じれば、いじめというように捉えて良いと思います。都の調査、国の調査ではこの区分が示されておりまして、それを調査する先生がその案件ごとに、それぞれの区分にあてはめてまいります。そのため、複数に該当する場合は、人数より多くなることもありますし、その逆もあります。

3点目の情緒的混乱とマイノリティーの問題でございます。実際に情緒的混乱というのは精神的不安定によることもございますが、マイノリティーの問題につきましては、国がことし2月に調査をさせていただいております。

この問題は、個人情報などいろいろな問題が深くかかわる、非常に微妙な側面がございます。今後、国の発表がある予定でございますが、その点も踏まえ、学校にはそのような相談があったときには丁寧な教育相談、親身になって相談にかかわるような体制をとるように、校長会で話をしております。

鈴木委員 本人のケアも大事ですが、そのような友達が周囲にいと、周りの子どもたちがいろいろと混乱して、そのことが心配だと思います。本人はわりと守られる立場にあると思いますが、意外に知識のない子どもたちがそういうことで冷やかすなどの行為により、そのお子さんを知らないうちに追い詰めてしまうということもあると思います。難しい問題だと思いますが、本人というより、その周りの大勢のマイノリティーでないお子さんたちに対する教育が重要ではないかと感じています。

指導室長 本人の周りの子どもたちはなかなか理解しづらいという状況が発生すると思いますので、それも踏まえて、先生方には相談体制や見守り、子ども同士のかかわりについて、指導をしていただくような体制をとってまいりたいと思っております。

教育長 基本的には、事実関係があるかどうかとは別に、まず、そのような問題を抱えているかどうかを把握する必要があります。先ほど鈴木委員からお話があったように、養護教諭や専門職はその点が見えると思うので、周りの子どもについて、やはり基本的な人権教育を行っていくことが必要です。学校ではさまざまな事例があると思いますが、いろいろなマイノリティーが出るたびに一つ一つ潰していくというのではなく、まず、しっかりと人権教育を行っていくということを徹底してもらうように指導していきたいと思っております。

学務課長 先ほどの窪木委員のお尋ねでございます、私学への進学状況でございます。私学への進学状況としての実数把握はしてございませんが、区立中学校への進学状況がおよそ5割でございますので、もちろん全てが私学ではございませんが、残りは、私学あるいは国立もあるかもしれませんが、という状況でございます。また、小学校への進学では9割が区立の小学校でございますので、残り1割が私立あるいは国立、インターナショナルスクールもあるかもしれません、そのような状況でございます。

委員長 もう1点回答願います。

副参事(教育政策・特命担当) 海外体験学習のお子さんたちの選出方法でございます。1次的には、子どもたちをよく知っている学校で校長先生の面接等により選んでおります。指導室で事務局側として最終面接を実施しており、2つのフィルターを通して選抜しているということでございます。ちなみに、今年度の倍率は3.1倍になっております。

委員長 海外体験学習は、今年で26回目ということで希望者も増えてきているよ

うですが内容等で以前と変わっているところ、変えずに継続しているところにはどのようなものがあるのですか。ここ数年で何か新しく導入したもののや、このようなことを行いたいというようなことはあるのでしょうか。

指導室長

海外体験学習の内容等に関してですが、ホームステイは基本でございます。ホームステイはずっと続けておりまして、中央区と姉妹都市を結んでいますサザランド市との交流も続けております。また、戻ってきてから学校に成果等の報告を行い生徒に還元する活動をさせていただいております。これらスタートしてからずっと行っております。

幾つか変更している点としては、資料6の5、内容の(5)でサザランド市でのボランティア活動については、その時々姉妹都市の人たちとの関係の中で、今、生徒に必要なことは何かなど、双方で話し合いをして決めさせていただいており、そのような部分で少しずつ変わっております。

委員長

ほかにご質問はございませんか。

窪木委員

海外体験学習に参加するのに3.1倍の倍率ということで、推薦からもらえる生徒さんのほうが多いのですね。選抜基準は英語力を基本にして何ができるか、生徒さんが行ったときに、しっかりと対応できるのか、コミュニケーション力があるのかななどを総合的に判断するということだと思っておりますが、最後は、どちらの生徒さんが行ってもいいという状況で決まることもあるのではないかと思います。選抜からもれてしまった生徒さんへのケアはどうしていますか。

副参事(教育政策・特命担当)

選抜基準ですが、英語力とコミュニケーション能力というお言葉がありました。そこはポイントになると思います。それ以外にも、生活態度や生徒会活動、部活動等、リーダーを育成するという視点なども加味されているのが現状です。ただし、基準となりますと、最終的には校長先生のご判断で選んでいただくというのが現状でございます。

選抜からもれた生徒へのケアでございますが、もれた生徒だけではなく、全生徒を対象に報告会を実施しています。体験はできませんが、参加者が学んだことをできるだけ共有し、学習につなげるということを行っています。

委員長

メンタティーチャーについてですが、解職理由が副園長への昇任ということですが、私は管理職になってもメンタティーチャーとして引き続き従事してもらって構わないと思うのですがどうでしょうか。

指導室長

管理職になったためにやめさせたということではなく、本人からの申し出も加味させていただいて決定させていただきました。メンタティーチャーはさまざまな仕事を通じて、若手教員たちに指導・助言を行っています。メンタティーチャーには補佐員を付けますが、管理職に補佐員をつけても、メンタティーチャー補佐員そのものの役割を管理職の補佐としてはできない状況

も発生します。また、教員同士でお互いに指導・助言を行っていくことの有用性などを考え、今回、本人からも解職の申し出がありましたので、新たに認定をさせていただいた次第です。

教 育 長

松川委員長のご指摘は、私も当初同感で、相当指導室長とやり取りをしました。最終的には今の制度において私も承認したところですが、1つは、管理職になるということは、それだけ責任を負うことになりまますので、幼稚園や学校の管理職が別に役職を持ちながら運営ができるのか。やはり、ぜひ園や学校の運営に専念してほしいという気持ちがあります。メンタティーチャーというものについて、能力のある方ではありますけれど、両方をやるということで、園や学校の運営に支障が出る可能性があるというのが1つの理由です。

もう1つは、室長の説明を補足いたしますが、メンタティーチャーを制度として見たときには、メンタティーチャーにかなりの負担がかかるため、補佐員を入れていました。その補佐員がいるから学校も納得してメンタティーチャーとして気持ちよく送り出してもらっており、自分たちの学校運営ができるという状況になっています。ところが、管理職になってしまいますと、補佐員というのが機能しなくなってしまいます。一方的にメンタティーチャーがいる園あるいは学校に負担がかかってしまいます。やはり制度として継続していくにはよくないのではないかと判断いたしました。個人としてはメンタティーチャーの資質があるわけですから、何らかの形で今後を活用していただければよいのではないかと。たとえば中央区には教育会という組織があります。そこで研修や研究の中でいろいろとご活躍をいただければとの思いがあります。そのようなことでメンタティーチャーは制度としては管理職を除いたほうがいいたろうという判断をしたところでございます。

委 員 長

よくわかるのですが、管理職というのはラインの仕事で、メンタティーチャーは個人的な資格のようなもので、管理職でもメンタティーチャーという資格を持っていていいような気がします。ただ、管理職になると、職務であるラインとしての仕事が繁忙になるから、メンタティーチャーからは外しますということですが、メンタティーチャーは優秀な人材であり、教員を指導するという、優秀な資質がおありなわけで、そのような立場は引き続きお持ちいただいていいような気がします。本日は時間の都合もありますので、この件はまた機会があったらお話をさせていただきたいと思います。

ほかにご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

委 員 長

それでは引き続き、(10)について、報告願います。

文化・生涯学習課長

「家庭教育学習会実施に関する幼稚園・小・中学校への協力依頼」につい

て、資料7により報告。

委員長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお伺いします。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは引き続き、(11)について、順次報告願います。

学務課長、指導室長、図書文化財課長 「意見・要望について」資料8により順次報告

委員長 ただ今の報告について、ご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ご質問等ないようですので、文化・生涯学習課長さんには、ご退席をして
いただいて結構です。どうもありがとうございました。

(文化・生涯学習課長 退席)

委員長 これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等ございましたら、お伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 ご意見等ないので、これで本日の委員会を閉会いたします。

午後3時33分 松川委員長閉会宣言

署名委員